

規 則

埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十七号

埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例施行規則（令和二年埼玉県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例施行規則に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。